調査・設計・測量業務等 共通仕様書 (別添)

平成 28 年 4 月 広島高速道路公社

1.	設計図面の作成要領	 . 1
	1-1 適用範囲	 . 1
	1-2 図面の種類	 . 1
	1-3 図面の大きさ	 . 1
	1 — 4 図面の正位	 . 2
	1-5 輪郭と余白	 . 2
	1-6 尺度	 . 2
	1 - 7 表題欄	 . 3
	1-8 線種と線の太さ	 . 3
	1 - 9 設計図面作図要領	 . 4
2.	設計報告書作成要領	 . 8
	2-1 設計報告書	 . 8
	2-2 原図	 . 9
	2-3 担当者等の明記	 . 9
3.	成果品作成要領	 10
	3-1 数量の計算方法	 10
	3 - 2 数量の単位,位どり	 10
	3 - 3 数量計算の単位及び位どり	 10
4.	設計図書に記載する事項(共通編のみ整理)	 . 11
5.	指示事項(共通編のみ整理)	 12
6.	協議事項(共通編のみ整理)	 13
7.	承諾事項(共通編のみ整理)	
8.	提出・報告・通知事項(共通編のみ整理)	
9.	設計·測量照査要領	 16

1. 設計図面の作成要領

1-1 適用範囲

- (1) 設計図の作成,取扱いについては本要領によるほか,JIS A 0101「土木製図通則」, 土木学会制定「土木製図基準」によること。
- (2) 設計図面は電子複写普通紙を使用する。

1-2 図面の種類

図面の種類は次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 縦断面図
- (4) 標準横断面図
- (5) 横断面図
- (6) 一般構造図
- (7) 構造図(詳細図を含む。)
- (8) その他

1-3 図面の大きさ

(1) 図面の大きさは、A列サイズ (第1類) A1を標準とする。これによりがたい 場合はA0またはA2 \sim A4とする。

表 1 - 1 図面の大きさの種類 (単位: ㎜)

A列サ	A列サイズ(第1類)		特別延長サイズ(第2類)		サイズ(第3類)
呼び方	寸法 a×b	呼び方	寸法 a×b	呼び方	寸法 a×b
				A0×2	1189×1682
				A0×3*	1189×2523
A0	841×1189			A1×3	841×1783
AU	041/1109			A1×4×	841×2378
				A2×3	594×1261
A1	594× 841			A2×4	594×1682
				A2×5	594×2102
	420× 594	A3×3	420× 891	A3×5	420×1486
A2				A3×6	420×1783
		A3×4	420×1189	A3×7	420×2080
				A4×5	297×1051
		A4×3	297× 630	A4×6	297×1261
A3	297× 420			A4×7	297×1471
		A4×4	297× 841	A4×8	297×1682
				A4×9	297×1892
A4	210× 297				

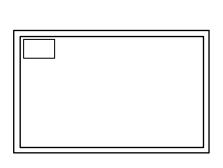
注* この大きさは、取り扱い上の不都合があるので、なるべく使用しない。

JIS Z 8311:1998 (ISO 5457:1980) による

(2) 表1-1によらない大きさを使用する場合は、調査職員と協議の上決定すること。

1-4 図面の正位

図面の正位は、その長辺を横方向においた位置を正位とする。但し、高さの大きい構造 物等を示す場合には正位を変えることができる。



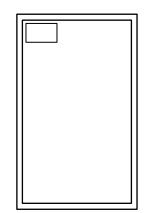


図1-1 長辺を横にした配置

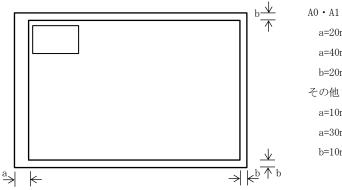
図1-2 長辺を縦にした配置

1-5 輪郭と余白

図面には輪郭を設ける。輪郭線は実線とし、線の太さは、A0及びA1では1.5mm、そ の他は 1.0mm とする。

輪郭外の余白はA0, A1では20mm以上, その他は10mm以上とする。

図面を綴る場合は、綴る側に 20mm 以上のとじ代幅を設ける。



a=20mm 以上 (綴じない場合) a=40mm 以上 (綴じる場合) b=20mm 以上

その他

a=10mm以上(綴じない場合) a=30mm 以上 (綴じる場合) b=10mm 以上

図 1-3 輪郭外の余白寸法

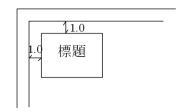
1-6 尺度

図面の尺度は、共通仕様書に示す尺度を適用する。 共通仕様書で尺度が明確に定めら れていない図面(例えば「1:200~1:500、適宜」などと表現されている図面等)につ いては、土木製図基準に示される尺度のうち、適当な尺度を用いるものとする。

1-7 表題欄

(1) 表題欄の位置

表題欄は、図面の左上隅に記載することを原則とする。



(2) 表題欄の様式

表題欄の寸法(縦7cm,横10cm)及び様式は下図を標準とする。

工事名					
図面番号		縮·尺			
図□名				番号	
路線名					
	広島高速	道路	公社	生	

1-8 線種と線の太さ

製図に用いる線は、JIS Z8312:1999「製図に用いる線」に準ずる。

線の種類は原則として実線、破線、一点鎖線、二点鎖線、の4種類とし、用法は以下に よるものとする。

線	種	外 観	主な用法
実	線		可視部分を示す線、寸法および寸法補助線、引出
夫	形		線、破断線、輪郭線、中心線
破	線		見えない部分の形を示す線
一点	鎖線		中心線、切断線、基準線、境界線、参考線
- F	公址 《台		想像線、基準線、境界線、参考線などで一点鎖線
_ 点	鎖線		と区別する必要があるとき。

線の太さの比率によって細線、太線、極太線の3種類とし、比率は細線:太線:極太線 =1:2:4とする。

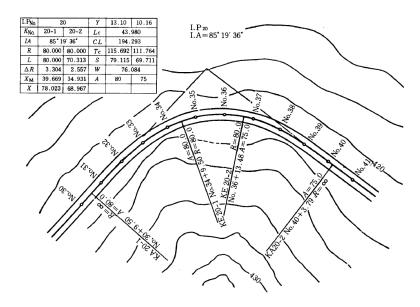
1-9 設計図面作図要領

設計図面の記載については、次の事項に注意して行うものとする。

(1) 平面図

- ア 河川の堤防,護岸等は下流を起点として上流に向かって追番号とする。
- イ 道路は起点から終点に向かって追番号とする。
- ウ 海岸は、海岸名ごとの起点から終点に向かって追番号とする。
- エ 明示の幅は、工事施工に必要な幅に余裕をもつ幅とする。
- オ 平面図には、計画工事箇所付近の現状地形のほか、計画路線、法線及びその中 心線測点番号並びに計画構造物等の平面的位置を表示する。
- カ 平面図中において、現状の地形を表す主要な図式記号は、国土地理院の定めるものによる。

なお, 道路における中心線の表示は次による。



平面図は県,郡,市,町,大字,小字等行政区画の名称及び寺社,学校,官公庁等の主要工作物の名称を記入する。

(2) 縦断面図

- ア 道路関係は、曲線、測点番号、距離、追加距離、地盤高、切取高(掘削高)、盛 土高、勾配及び図面内に横断構造物の位置名称、概略構造を図示することを原則 とする。
- イ 縦断面図は、平面図と対比できるよう配するものとする。
- ウ 当該設計工事区間以外も表している縦断面にあっては、当該工事の起終点を表示するものとする。
- エ 道路関係の縦断面図には計画縦断勾配の変位ごとにつき、縦断曲線の延長(L) 及びその L/2, L/4, 各測点の落度、昇度を記入する。
- オ 河川沿いの道路縦断面図には、必要に応じ計画高水位、現況河床高、護岸基礎 及び天端高等を併記すること。
- カ 河川関係は、次の事項を記載すること。
 - (ア) 測 点
 - (イ) 距離……区間距離, 追加距離
 - (ウ) 地 盤 高……法線位置,基礎工位置,仮締切位置等
 - (エ) 水 位……···H. W. L, L. W. L, D. H. W. L等
 - (オ) 計画基準高……計画堤防高,計画河床高等
 - (カ) 施 工 高……天端高,基礎工の底高,主要構造物の敷高等

 - (ア) 隣接構造物……記載範囲は、当該設計区間のみでなく、隣接堤防(構造物)との関連高さがわかるように上流側、下流側をそれぞれ100m程度まで含めて記載すること。

(3) 標準横断面図

- ア 標準横断面図は、一断面で図示することが不可能な場合は数断面を記入する。
- イ 標準横断面図は,在来地盤の形状,設計断面形状,設計寸法(幅員,高さ及び 各構造物の細部寸法),法勾配,使用材料の品質規格及び必要に応じ施工方法等 を表示する。
- ウ 河川関係及び河川沿いの道路の標準横断面図には、H. W. L及び L. W. Lを記入しなければならない。特に河川関係においては、被災洪水位(D. H. W. L)、朔望平均満潮位(H. W. O. S. T)、朔望平均干潮位(L. W. O. S. T)、最深河床等をその工事に応じて記入しておくこと。

(4) 横断面図

ア 河川,砂防,堤防,護岸等は,上流から下流方向を見ること。水制及び取付道 路は起点から終点を見ること。

イ 海岸

起点から終点方向を見ること

ウ 道路

起点から終点方向を見ること

エ 横断面の配置は次図のとおりとする。

道路及び砂防関係

No.6
No.5
No.4

河川及び海岸関係

No.1	No.4
No.2	No.5
No.3	No.6

- オ 横断面図に記入を要する事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 測点番号
 - (イ) 中心線(法線)の位置
 - (ウ) 中心線(法線)の直角方向に測定した現在地盤高の状況

(注)中心が曲線部にあっては、曲線の接線に直角方向に測定したもの、また図示範囲は、工事施工計画の左右各 5cm 以上とし、特に河川にあってはできる限り長く記入する。

- (エ) 計画設計した横断形状
- (t) 高さの基準線及びその高さ (○○m○○)
- (カ) 地盤高 $(\bigcirc \bigcirc m\bigcirc \bigcirc)$, 計画高 $(\bigcirc \bigcirc m\bigcirc \bigcirc)$, 切取又は掘削断面積 $(\bigcirc \bigcirc m^2\bigcirc$
 - 〇)及び盛土又は築堤断面積(〇〇 m^2 〇〇),法長(法長は擁壁,石張,芝付, 法面保護について記入する。)
- (キ) (一点鎖線で表示)
- (ク) 河川関係及び河川沿いの道路の断面図に対しては、H. W. L及びL. W. L(測量時の水位ではない。)

(5) 一般構造図

- 一般構造図は、重要構造物について作成し、表示する事項は次のとおりとする。
- ア 構造物の寸法
- イ 構造の主要箇所に対して基準面からの高さ
- ウ 構造の一般的形状
- エ 基礎の地質柱状図等の調査結果を記入する。

(6) 構造詳細図

- ア 構造図は、左上に側面、左下に平面、右上に断面図を画くのを標準とする。
- イ 橋梁の側面図は、道路の起点側を左方として画くのを標準とする。
- ウ 構造詳細図において表示しなければならない事項は、概ね次のとおりである。
 - (ア) 断面形状及びその細部寸法
 - (イ) 鉄筋の配置図及び鉄筋配置寸法, 鉄筋加工図
 - (ウ) 鉄筋の種類, 番号ごとの数, 径, 長さ, 重量等の鉄筋表(又は鋼材重量表)
 - (エ) 構造物の数量表
 - (オ) 材料の規格, 寸法及び溶接方法の記号
 - (カ) 一般構造図で明示できなかった箇所に対する正面、側面、平面、断面等の詳細
 - (キ) その他細部的に表示を必要とする事項

(7) 図面整理

図面は, 次の順序で追番号をつけて整理する。

- ア 位置図
- イ 平面図
- ウ 縦断面図
- 工 標準横断面図
- 才 横断面図
- カ 一般構造図
- キ 構造図 (詳細図を含む。)
- ク その他

2. 設計報告書作成要領

2-1 設計報告書

- (1) 設計報告書の製本は別図を標準とし、表紙には設計業務等の標題を金文字で印刷 すること。
- (2) 設計計算書,数量計算書及び図面等は必要に応じて箱詰めとし,前項同様金文字 にて印刷すること。
- (3) 設計報告書の大きさはA4判を標準とするが必要に応じてA3判とすることがで きる。 (原稿は, A4判とする。)

設計報告書 (参考)

平成□□年度 路線名 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
平成□□年□□月 広島高速道路公社 ○○コンサルタント(株)

(4) 図面袋又は箱の表面には、図面の内容を次の様式により記入又は添付する。

業	務	名		
図	面	名	図 面 番 号	葉数
位	置	図	1	1
平	面	図	2	1
0	0	図	$3\sim5$	3
0	0	図	6~8	3
0	0	図	9	1
0	0	図	1 0	1
0	0	図	1 1	1
0	0	図		

2-2 原図

原図の紙質は電子複写普通紙又はポリエステルシート#300を用いるものとする。

2-3 担当者等の明記

報告書表紙の次ページに管理技術者、照査技術者及び担当者の一覧表を記載すること。

3. 成果品作成要領

3-1 数量の計算方法

数量の計算方法は、「土木工事数量算出要領(案)」による。 数量集計表の様式は、国土技術政策総合研究所などのインターネットホームページで掲載。

http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm

3-2 数量の単位, 位どり

設計書に表示する総括数量(契約数量)の単位及び位どりは、次のとおりとする。

(1) 設計

「土木工事数量算出要領(案)」による。

(2) 測量作業

「土木設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則」による。

(3) 地質及び土質調査

「土木設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編 総則」による。

3-3 数量計算の単位及び位どり

数量計算過程における単位及び位どりは、「土木工事数量算出要領(案)」による。

4. 設計図書に記載する事項(共通編のみ整理)

編	章	節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1	1108	照査技術者及 び照査の実施	1	設計業務等における照査技術者	
1	1	1	1108	照査技術者及 び照査の実施	2	成果の確認を行う業務の節目	
1	1	1	1112	業務計画書	2	照査技術者による照査	
1	1	1	1113	資料等の貸与 及び返却	1	貸与資料	
1	1	1	1113	資料等の貸与 及び返却	4	守秘義務の必要な資料	
1	1	1	1115	地元関係者と の交渉等	3	地元関係者への説明,交渉等を行う場合	
1	1	1	1115	地元関係者と の交渉等	4	地元協議との結果を設計条件として業務実 施する場合	
1	1	1	1116	土地への立入 り等	3	損失のため必要を生じた経費の負担	
1	1	1	1117	成果物の提出	1	成果品	
1	1	1	1117	成果物の提出	1	照査技術者による照査が定められた場合	
1	1	1	1117	成果物の提出	2	成果品の部分提出	
1	1	1	1121	条件変更等	2	変更又は訂正	
1	2		1207	調査業務の条 件	1	調査条件	
1	2		1207	調査業務の条 件	2	調査事項	
1	2		1208	計画業務の条 件	1	計画条件	
1	2		1208	計画業務の条 件	2	計画事項	
1	2		1209	設計業務の条 件	1	設計条件	
1	2		1209	設計業務の条 件	2	設計事項	
1	2		1209	設計業務の条 件	7	国土交通省土木構造物標準設計図集の採用構造物名の呼び名	

5. 指示事項(共通編のみ整理)

編	章	節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1	1101	適用	3	特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は、図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合	
1	1	1	1105	設計図書の支 給及び点検	2	疑義のある場合	
1	1	1	1106	調査職員	4	緊急を要する場合その他の理由による場合	
1	1	1	1107	管理技術者	4	受託者が管理技術者に委任できる権限を制 限する場合	
1	1	1	1107	管理技術者	5	関連のある設計業務等の受託者	
1	1	1	1108	照査技術者及 び照査の実施	2	成果の確認を行う業務の節目	
1	1	1	1110	提出書類	2	書類の様式	
1	1	1	1115	地元関係者と の交渉等	1	地元関係者への説明,交渉等	
1	1	1	1115	地元関係者と の交渉等	5	既に作成した成果の内容を変更する必要を 生じた場合	
1	1	1	1116	土地への立入 り等	1	やむを得ない理由により現地への立入りが 不可能となった場合	
1	1	1	1116	土地への立入 り等	2	第三者の土地への立入	
1	1	1	1120	修補	2	修補	
1	1	1	1120	修補	3	修補の完了の確認	
1	1	1	1120	修補	4	修補の期間	
1	1	1	1121	条件変更等	2	変更又は訂正	
1	1	1	1122	契約変更	2	変更する契約図書の作成	
1	1	1	1122	履行期間の変 更	1	設計業務等の変更	
1	1	1	1124	一時中止	3	屋外で行う設計業務等の現場の保全	
1	1	1	1132	安全の確保	8	事故報告書の様式	
1	1	1	1132	安全の確保	8	屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発 生した場合	
1	2		1207	調査業務の条 件	1	図書等に示されていない調査条件を設定す る必要がある場合	
1	2		1208	計画業務の条 件	1	図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合	

6. 協議事項(共通編のみ整理)

編	章	節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1	1107	管理技術者	5	関連のある設計業務等の受注者との業務調 整	
1	1	1	1111	打合せ等	3	共通仕様書に定めのない事項についての疑 義	
1	1	1	1114	関係官公庁へ の手続き等	2	関係官公庁等から交渉を受けたとき	
1	1	1	1115	地元関係者と の交渉等	5	変更に要する期間及び経費	
1	1	1	1116	土地への立入 り等	3	損失のため必要を生じた経費の負担	
1	1	1	1121	条件変更等	1	予期することができない特別な状態	
1	1	1	1122	契約変更	1	設計業務等委託契約の変更	
1	1	1	1122	契約変更	2	変更する契約図書の作成	
1	1	1	1123	履行期間の変 更	2	履行期間変更を行わない旨	
1	1	1	1135	屋外で作業を 行う時期及び 時間の変更	1	設計図書で定められている時間を変更する 場合	
1	2		1207	調査業務の条 件	3	調査対象項目あるいは資料収 集対象項目	
1	2		1208	計画業務の条 件	3	調査対象項目あるいは資料収 集対象項目	
1	2		1209	設計業務の条 件	3	調査対象項目あるいは資料収 集対象項目	
1	2		1211	設計業務の成 果	1	概算工事費に係る単価	

7. 承諾事項 (共通編のみ整理)

編	章	節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1	1115	地元関係者と の交渉等	2	地元関係者からの質問, 疑義に関する説明 等を求められた場合	
1	1	1	1128	再委託	3	第1項及び第2項に規定する業務以外の再 委託	
1	1	1	1129	成果物の使用 等	1	単独で又は他の者と共同で行う成果品の発表	
1	1	1	1129	成果物の使用 等	2	第三者と補償交渉を行う前	
1	1	1	1130	守秘義務	2	成果品の発表に際しての守秘義務	
1	2		1201	使用する技術 基準等		使用する技術基準及び参考図書	
1	2		1207	調査業務の条 件	1	図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合	
1	2		1207	調査業務の条 件	2	現地踏査による調査対象項目あるいは資料 収集対象項目	
1	2		1207	調査業務の条 件	4	設計図書等に定める諸基準等に示された以 外の解析方法等を用いる場合	
1	2		1208	計画業務の条 件	1	図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合	
1	2		1208	計画業務の条 件	2	現地踏査による調査対象項目 あるいは資料収集対象項目	
1	2		1208	計画業務の条 件	4	設計図書等に定める諸基準等 に示された以外の解析方法等	
1	2		1209	設計業務の条 件	2	現地踏査による調査対象項目 あるいは資料収集対象項目	
1	2		1209	設計業務の条 件	4	設計図書等に定める諸基準等 に示された以外の解析方法等	
1	2		1209	設計業務の条 件	5	特殊工法等を使用する場合	

8. 提出・報告・通知事項(共通編のみ整理)

編	章	節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1	1105	設計図書の支 給及び点検	2	疑義のある場合 (報告)	
1	1	1	1107	管理技術者	1	設計業務等における管理技術者(通知)	
1	1	1	1108	照査技術者及 び照査の実施	2	設計業務等における照査技術者(通知)	
1	1	1	1108	照査技術者及 び照査の実施	5	照査報告書 (提出)	
1	1	1	1109	担当技術者	5	担当技術者 (提出)	
1	1	1	1110	提出書類	2	書類で様式が定められていないもの(提出)	
1	1	1	1110	提出書類	3	「業務カルテ受領書」の写し(提出)	
1	1	1	1112	業務計画書	1	業務計画書(提出)	
1	1	1	1112	業務計画書	3	変更業務計画書 (提出)	
1	1	1	1114	関係官公庁への手続き等	2	関係官公庁等から交渉を受けたとき(報告)	
1	1	1	1115	地元関係者と の交渉等	3	地元関係者への説明、交渉等の内容(報告)	
1	1	1	1116	土地への立入 り等	1	やむを得ない理由により現地への立入りが 不可能となった場合 (報告)	
1	1	1	1116	土地への立入 り等	2	植物伐採,かき,さく等の除去又は土地も しくは工作物を一時使用するとき (報告)	
1	1	1	1117	成果物の提出	1	成果品(提出)	
1	1	1	1117	成果物の提出	2	成果品の部分提出(提出)	
1	1	1	1119	検査	1	業務完了通知書(提出)	
1	1	1	1119	検査	1	契約図書により義務づけられた資料(提出)	
1	1	1	1123	履行期間の変 更	3	履行期間の延長に必要な資料(提出)	
1	1	1	1123	履行期間の変 更	4	修正した業務工程表(提出)	
1	1	1	1132	安全等の確保	8	事故報告書 (提出)	

9. 設計・測量照査要領

- (1) 照査報告書に「広島高速道路事業における調査基準及び設計照査要領」(平成 17 年 10 月 広島高速道路公社)に基づき作成した資料を添付するものとする。
- (2) 業務内容,規模,重要度により,照査内容項目を追加する必要がある場合等は, 各工種の調書に準じて作成するものとする。又,予備設計や修正設計に本照査要領 を活用する場合は,必要な照査内容項目を抽出して照査するものとする。
- (3) 設計調書等A4判サイズでは記入困難な場合は,A3判に拡大して記入すること。